

幼児教育の無償化

2019年10月からスタート

利用料(保育料)

基本的な利用者負担額は無償

- ・満3歳から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担。

ただし、年収が360万円未満相当世帯の子供、全ての世帯の第3子以降の子供は副食(おかず・おやつ等)の費用が免除。

預かり保育

月額1万1,300円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な3歳児から5歳児(小学校就学前)までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。(450円×利用日数)

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子供は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額1万6,300円が上限)

※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない(平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満)場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)

利用料について、既に幼稚園を利用されている方は新たな手続きは不要ですが、**「預かり保育」の無償化の対象となるには、「認定申請書」の提出が必要**です。

幼稚園(市区町村)から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園(市区町村)へご提出ください。

(問合せ先)

東浦町役場 健康福祉部 児童課 保育係
TEL:0562-83-3111(内線142)